

障害福祉サービス就労関係 5 団体で令和 9 年報酬改定についての要望書を厚生労働省に提出

1 月 7 日、就労関係 5 団体（全国社会就労センター協議会、全国精神障害者地域生活支援協議会、全国精神障害者福祉事業者協会、きょうされん、ゼンコロ）で、以下の要望書を提出しました。

令和 9 年障害福祉サービス等報酬改定について、下記の通り要望いたします。

1. 指定就労継続支援 B 型事業の報酬について、利用者の利用時間での報酬評価を導入しないでください。
2. 障害者総合支援法の理念に反している事業所の参入増加がもたらしている、サービスの質の低下について対応してください。また、その対応により、対象外である事業所の運営に影響が及ばないよう留意してください。

要望書は令和 9 年度報酬改定についての要望項目ですが、合わせて厚生労働省が見込んでいる令和 8 年度の臨時報酬改定についても、各団体の意見や懸念事項等について、大竹雄二障害福祉課長をはじめ、厚生労働省の職員のみなさんと積極的な意見交換を行ないました。当日は各団体 1 名の参加とリモートによる視聴も行いました。



(要望書)

令和9年障害福祉サービス等報酬改定についての要望書

令和8年1月7日

厚生労働大臣  
上野 賢一郎 様

全国社会就労センター協議会  
会長 叶 義文

一般社団法人 ゼンコロ  
会長 中村 敏彦

きょうされん  
理事長 齋藤なを子

一般社団法人 全国精神障害者福祉事業者協会  
会長 木ノ下 高雄

特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会  
代表 内山 澄子

令和9年障害福祉サービス等報酬改定について、下記の通り要望いたします。

記

1. 指定就労継続支援 B 型事業の報酬について、利用者の利用時間での報酬評価を導入しないでください。
2. 障害者総合支援法の理念に反している事業所の参入増加がもたらしている、サービスの質の低下について対応してください。また、その対応により、対象外である事業所の運営に影響が及ばないよう留意してください。

以上